

# 山梨県公報

号外第八号

令和八年

三月六日

金 曜 日

## 目 次

### 人事委員会

○山梨県職員との給与に関する規則及び山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一

### 公安委員会

○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………一

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第八号

山梨県職員との給与に関する規則及び山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月六日

山梨県人事委員会

委員長 水 上 浩 一

山梨県職員との給与に関する規則及び山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

**第一条** 山梨県職員との給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)

の一部を次のように改正する。

別表第十二警察部局の部警察本部の項中「健康管理室長」を「健康支援室長」に改める。

(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正)

**第二条** 山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)

の一部を次のように改正する。

別表第一七級の項「中」の「~~サイバー捜査支援室長~~」を削る。

「サイバー捜査支援室長

別表第七本部の項中「犯罪捜査指導支援室長」を 適正捜査指導室長 に、

捜査支援分析室長」

電話詐欺捜査室長 「交通捜査室長

交通捜査室長」を 外事・国際テロリズム対策室長」に、生活安全対策官」を

「監察官」に改める。

## 附 則

この規則は、令和八年三月十九日から施行する。

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第二号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県公安委員会

委員長 飯 室 元 邦

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条の四の見出しを「(健康支援室)」に改め、同条中「健康管理室」を「健康支援室」に改める。

第八条の六を削る。

第十一条の八を次のように改める。

(保安課)

**第十一条の八** 保安課においては、次の事務をつかさどる。

一 古物営業に関する事。

二 質屋営業に関する事。

三 警備業に関する事。

四 探偵業に関する事。

五 特定金属くず買受業に関する事。

六 風俗営業等に関する事。

七 銃砲、クロスボウ及び刀剣類並びに火薬類に関する事(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)

八 核燃料物質等の運搬の届出等に関する事。

九 許認可事務関係機関・団体との連絡調整に関する事。

十 売春その他風俗関係事犯の取締りに関すること。  
 十一 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。  
 十二 生活経済関係事犯の取締りに関すること。  
 十三 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

十四 環境関係事犯の取締りに関すること。  
 十五 部内の他の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。

第十一条の九第二項中「第八号」を「第九号」に、「事務」を「事務のうち許認可に係る事務」に改める。

第十一条の十の次に次の一条を加える。  
 （サイバー捜査支援室）

第十一条の十一 サイバー犯罪対策課にサイバー捜査支援室を附置する。  
 2 サイバー捜査支援室においては、前条第三号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

第十二条の三の見出しを「（適正捜査指導室）」に改め、同条第一項中「犯罪捜査指導支援室」を「適正捜査指導室」に改め、同条第二項中「犯罪捜査指導支援室」を「適正捜査指導室」に、「第九号」を「第七号」に改める。

第十二条の三の次に次の一条を加える。  
 （捜査支援分析室）

第十二条の四 刑事企画課に捜査支援分析室を附置する。  
 2 捜査支援分析室においては、第十二条の二第八号及び第九号に掲げる事務のほか、刑事警察の指導・支援及び犯罪分析に関する事務をつかさどる。

第十三条の五第二項中「前条第六号から第十一号まで」を「前条第四号及び第六号から第十四号まで」に改める。

第十三条の六を削る。

第二十二條第一項及び第二十三條の二第一項中「健康管理室、照会センター」を「健康支援室」に、「犯罪捜査指導支援室」を「サイバー捜査支援室、適正捜査指導室、捜査支援分析室」に改め、「電話詐欺捜査室」を削る。

第三十七條第二項中「六三〇人」を「六三三人」に、「八三五人」を「八三八人」に、「一、〇六五人」を「一、〇六二人」に、「一、一六五人」を「一、一六二人」に改める。

別表第一厚生部中  
 健康管理室 健康管理室  
 を  
 健康管理支援室 健康管理支援室

に改め、同表情報管理の部中

進 デジタル化推  
 進 デジタル化推

進 デジタル  
 照会

化推  
 進 デジタル化推  
 照会

に改め、同部照会センターの款を削り、同表保安の部許認可管

理室の款許認可管理の項中

許認可第一  
 許認可第二

許認可企画・指導  
 許認可第一  
 許認可第二  
 許認可第三  
 許認可第四  
 許認可第五

に改め、同表

サイバー犯罪対策の部を次のように改める。

サイバー犯罪対策		庶務		庶務	
サイバー捜査支援室	サイバー捜査支援	サイバー企画	サイバーセキユリテイ対策	サイバー捜査支援第一	サイバー捜査支援第二
サイバー捜査	サイバー捜査	サイバー企画	サイバーセキユリテイ対策	サイバー捜査支援第一	サイバー捜査支援第二
サイバー捜査	サイバー捜査	サイバー企画	サイバーセキユリテイ対策	サイバー捜査支援第一	サイバー捜査支援第二

第一	サイバー捜査
第二	

別表第一 刑事企画の部 犯罪捜査指導支援室の款を次のように改める。

適正捜査 指導室	指導	指導・公判
支援	取調べ・通信 傍受	
捜査支援 分析室	刑事手続 I T 化推進	
	捜査支援・企 画	
	犯罪分析	
	犯罪統計	
	手口	

別表第一 捜査第一の部 強行犯第一の項中

強行犯第二

を

強行犯第二  
性犯罪捜査指  
導

に改め、同表組織犯罪対策の部を次のように改める。

組織犯罪対 策			
暴力団排除・ 指定命令	企画・指導・ 犯罪収益解明	庶務	
暴力団排除 指定命令	犯罪収益解明	企画・指導	庶務

組織犯罪  
捜査室

明・流実態解 明	実態解明第一
組織犯罪捜査 第一	組織犯罪捜査 第一
組織犯罪捜査 第二	組織犯罪捜査 第二
組織犯罪捜査 第三	組織犯罪捜査 第三
組織犯罪捜査 第四	組織犯罪捜査 第四
組織犯罪捜査 第五	組織犯罪捜査 第五
組織犯罪捜査 第六	組織犯罪捜査 第六
組織犯罪捜査 第七	組織犯罪捜査 第七
組織犯罪捜査 第八	組織犯罪捜査 第八
組織犯罪捜査 第九	組織犯罪捜査 第九
組織犯罪捜査 第十	組織犯罪捜査 第十
組織犯罪捜査 第十一	組織犯罪捜査 第十一
組織犯罪捜査 第十二	組織犯罪捜査 第十二

別表第一 警備第一の部 サイバー攻撃・事件の項中

事件

を

事件  
対策

に改める。

別表第二甲府警察署の部交通の項中

交通第一
交通第二

を

企画規制
指導取締
交通捜査第一
交通捜査第二
交通捜査第三

に

改め、同表鯉沢警察署の部中

地域
交通

を

地域交通

に改める。

**附則**

この規則は、令和八年三月十九日から施行する。